

新旧対照表

福岡県環境影響評価条例（平成十年福岡県条例第三十九号）	
改 正 後	現 行
<p>（適用除外） 第四十九条（略）</p> <p>2 第二章第一節の規定は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十二条の三第一項に規定する認定地域脱炭素化促進事業者が同条第三項第一号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行う同法第二十条の二第二項第四号の整備（同法第二十一条第六項に規定する県の基準に基づき定められた同条第五項第二号に規定する促進区域内において行うものに限る。）については、適用しない。</p>	<p>（適用除外） 第四十九条（略） （新設）</p>